| VI. L. CV. BB /C /th DULL BB | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|------------------------------|---|----------|--|-----------------------|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 中小企業者等の法人税 率の特例 | 第42条の3の2第1項の表の第 1号 | | 別表一次葉「50」の欄の金額又 は別表一の三次葉「46」及び「 55」の欄の金額の合計額 | 第42条の3の2第1項の表の第 1号 | 00380 | 別表一(一)次葉「50」の欄の金 額又は別表一の三次葉「44」及 び「57」の欄の金額の合計額 |
| | 第42条の3の2第1項の表の第 2号 | 00381 | 別表一次葉「50」の欄の金額 | 第42条の3の2第1項の表の第 2号 | 00381 | 別表一(一)次葉「50」の欄の金額 |
| | 第42条の3の2第1項の表の第 3号 | 00382 | | 第42条の3の2第1項の表の第 3号 | 00382 | 別表一(二)次葉「41」の欄の金額 |
| | 第42条の3の2第1項の表の第 4号 | 00383 | | 第42条の3の2第1項の表の第 4号 | 00383 | 別表一(三)次葉「42」の欄の金額 |
| | 第42条の3の2第2項 | 00384 | | 第42条の3の2第2項 | | 別表一(二)次葉「37」の欄の金額 |
| 試験研究を行った場合 の法人税額の特別控除 | 所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成31年旧措置法」という。)第42条の4第1項 | 00595 | 法人税法施行規則(以下この表において「法規」という。)別表 六(八)「24」の欄の金額 | 第42条の4第1項 | 00595 | 法人税法施行規則(以下この表において「法規」という。)別表 六(六)「19」の欄の金額 |
| | 第42条の4第1項 | 00637 | | | (新規) | |
| | 平成31年旧措置法第42条の4第 3項 | | 法規別表六(九)「20」の欄の金 額 | 第42条の4第3項 | 00596 | 法規別表六(七)「18」の欄の金 額 |
| | 第42条の4第4項 | 00638 | | | (新規) | |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | | |
|---|------------------------|----------|------------------------|---|-------|---|--|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | |
| 試験研究を行った場合 の法人税額の特別控除 | 平成31年旧措置法第42条の4第 6項 | 00565 | 法規別表六(十)「11」の欄の金 額 | 第42条の4第6項 | 00565 | 法規別表六(八)「10」の欄の金 額 | |
| | 第42条の4第7項 | 00639 | | | (新規) | | |
| | 平成31年旧措置法第42条の4第 7項 | 00012 | 法規別表六(十一)「12」の欄の 金額 | 第42条の4第7項 | | 法規別表六(九)「12」の欄の金 額 | |
| エネルギー環境負荷低 減推進設備等を取得し た場合の特別償却 | | (廃止) | | 所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)第15条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成30年旧措置法」という。)第42条の5第1項第1号(償却費) | 00584 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | |
| | | (廃止) | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成30年旧 措置法第42条の5第1項第1 号) | 00585 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 | |
| | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の5第 1項第2号(償却費) | 00287 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | |
| | (廃止) | | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成30年旧 措置法第42条の5第1項第2 号) | 00288 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | |
| エネルギー環境負荷低 減推進設備等を取得し た場合の法人税額の特 別控除 | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の5第 2項 | 00296 | 法規別表六(十一)「17」の欄の 金額 | |
| | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の5第 3項 | 00297 | 法規別表六(十一)「22」の欄の 金額 | |

| VI. 1 7 / 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|---|--|----------|---|--|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 高度省エネルギー増進 設備等を取得した場合 の特別償却 | 第42条の5第1項第1号(償却費) | 00615 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の5第1項第1号(償却費) | 00615 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の5 第1項第1号) | 00616 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の5 第1項第1号) | 00616 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第42条の5第1項第2号(償却費) | 00617 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の5第1項第2号(償却費) | 00617 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の5 第1項第2号) | 00618 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の5 第1項第2号) | 00618 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第42条の5第1項第3号(償却費) | 00619 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の5第1項第3号(償却費) | 00619 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の5 第1項第3号) | 00620 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の5 第1項第3号) | 00620 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 高度省エネルギー増進 設備等を取得した場合 の法人税額の特別控除 | 第42条の5第2項 | 00621 | 法規別表六(十四)「17」の欄の 金額 | 第42条の5第2項 | 00621 | 法規別表六(十二)「17」の欄の 金額 |
| 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 | 第42条の6第1項第1号(償却 費) | 00031 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の6第1項第1号(償却 費) | 00031 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |

| | 1 | | .固川 克茲(中阡四八) | Ī | | ※ 網掛け部分が変更箇所 |
|--|--|----------|---|--|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
| | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 中小企業者等が機械等 を取得した場合の特別 償却 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第1号) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第1号) | 00032 | 金額 |
| | 第42条の6第1項第2号(償却 費) | 00034 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の6第1項第2号(償却費) | 00034 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第2号) | 00035 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第2号) | 00035 | 金額 |
| | 第42条の6第1項第3号(償却費) | 00037 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の6第1項第3号(償却費) | 00037 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第3号) | 00038 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第3号) | 00038 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第42条の6第1項第4号(償却費) | 00040 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の6第1項第4号(償却 費) | 00040 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第4号) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の6 第1項第4号) | 00041 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 中小企業者等が機械等 を取得した場合の法人 税額の特別控除 | 第42条の6第2項 | | 法規別表六(十五)「16」の欄の 金額 | 第42条の6第2項 | 00043 | 法規別表六(十三)「16」の欄の 金額 |
| | 第42条の6第3項 | 00044 | 法規別表六(十五)「21」の欄の 金額 | 第42条の6第3項 | 00044 | 法規別表六(十三)「21」の欄の 金額 |
| 沖縄の観光地形成促進 地域において工業用機 械等を取得した場合の 法人税額の特別控除 | 第42条の9第1項の表の第1号 | 00493 | 法規別表六(十六)「18」の欄の 金額 | 第42条の9第1項の表の第1号 | 00493 | 法規別表六(十四)「18」の欄の 金額 |
| 沖縄の情報通信産業振 興地域において工業用 機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除 | 第42条の9第1項の表の第2号 | 00494 | | 第42条の9第1項の表の第2号 | 00494 | |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|--|-----------------------------------|-------|------------------------|---|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 第42条の9第1項の表の第3号 | 00495 | 法規別表六(十六)「18」の欄の 金額 | 第42条の9第1項の表の第3号 | 00495 | 法規別表六(十四)「18」の欄の 金額 |
| 沖縄の国際物流拠点産 業集積地域において工 業用機械等を取得した 場合の法人税額の特別 控除 | 第42条の9第1項の表の第4号 | | | 第42条の9第1項の表の第4号 | 00496 | |
| 沖縄の経済金融活性化 特別地区において工業 用機械等を取得した場 合の法人税額の特別控 除 | 第42条の9第1項の表の第5号 | | | 第42条の9第1項の表の第5号 | 00497 | |
| 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 第42条の9第2項(同条第1項 の表の第1号から第5号まで) | 00411 | 法規別表六(十六)「23」の欄の金額 | 第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで) 又は所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成26年旧措置法」という。)第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで) | | 法規別表六(十四)「23」の欄の金額 |
| 国家戦略特別区域において機械等を取得した 場合の特別償却 | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の10第 1項第1号(償却費) | 00586 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | (廃止) | | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成30年旧 措置法第42条の10第1項第1 号) | 00587 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | | (廃止) | | | 00504 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | | (廃止) | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成30年旧 措置法第42条の10第1項第2 号) | 00505 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |

| VI. 1 4X 88 17 14 11 14 11 | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|--|------------------------------|----------|---|--|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 国家戦略特別区域にお いて機械等を取得した 場合の特別償却 | 第42条の10第1項(償却費) | 00622 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の10第1項(償却費) | 00622 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00623 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第42条の10 第1項) | 00623 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 国家戦略特別区域において機械等を取得した 場合の法人税額の特別 控除 | 第42条の10第2項 | | 法規別表六(十七)「25」の欄の 金額 | 第42条の10第2項 | 00507 | 金額 |
| 国際戦略総合特別区域 において機械等を取得 した場合の特別償却 | 第42条の11第1項(償却費) | 00298 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の11第1項(償却費) | 00298 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00299 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00299 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| 国際戦略総合特別区域 において機械等を取得 した場合の法人税額の 特別控除 | 第42条の11第2項 | 00301 | 法規別表六(十八)「25」の欄の 金額 | 第42条の11第2項 | 00301 | 法規別表六(十六)「25」の欄の 金額 |
| 地域経済牽引事業の促 進区域内において特定 事業用機械等を取得し た場合の特別償却 | 第42条の11の2第1項(償却費) | 00031 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の11の2第1項(償却費) | 00597 | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00598 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00598 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | ※ 網掛け部分が変更固所 1年3月31日終了事業年度) |
|--|------------------------------|----------|---|------------------------------|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 地域経済牽引事業の促 進区域内において特定 事業用機械等を取得し た場合の法人税額の特 別控除 | 第42条の11の2第2項 | 00599 | 法規別表六(十九)「19」の欄の 金額 | 第42条の11の2第2項 | 00599 | 法規別表六(十七)「18」の欄の 金額 |
| 地方活力向上地域等に おいて特定建物等を取 得した場合の特別償却 | 第42条の11の3第1項(償却費) | 00568 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の11の3第1項(償却費) | 00568 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00569 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00569 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 地方活力向上地域等に おいて特定建物等を取 得した場合の法人税額 の特別控除 | 第42条の11の3第2項 | 00570 | 法規別表六(二十)「18」の欄の 金額 | 第42条の11の3第2項 | 00570 | 法規別表六(十八)「18」の欄の 金額 |
| 地方活力向上地域等に おいて雇用者の数が増加した場合の法人税額 の特別控除(特定の地域 において雇用者の数が 増加した場合の法人税 額の特別控除) | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の12第 1項 | 00588 | 法規別表六(十九)「14」の欄の 金額 |
| | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の12第 2項 | 00600 | 法規別表六(十九)「38」の欄の 金額 |
| | 第42条の12第1項 | 00624 | 法規別表六(二十一)「20」の欄 の金額 | | 00624 | |
| | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の12第 3項 | 00572 | 法規別表六(十九)「48」の欄の 金額 |
| | 第42条の12第2項 | 00625 | 法規別表六(二十一)「30」の欄 の金額 | 第42条の12第2項 | 00625 | |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|---|------------------------------|----------|---|------------------------------|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 認定地方公共団体の寄 附活用事業に関連する 寄附をした場合の法人 税額の特別控除 | 第42条の12の2第1項 | 00589 | 法規別表六(二十二)「10」の欄 の金額 | 第42条の12の2第1項 | 00589 | 法規別表六(二十)「10」の欄の 金額 |
| 特定中小企業者等が経 営改善設備を取得した 場合の特別償却 | 第42条の12の3第1項(償却費) | 00445 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の12の3第1項(償却費) | 00445 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00446 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00446 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 特定中小企業者等が経 営改善設備を取得した 場合の法人税額の特別 控除 | 第42条の12の3第2項 | 00448 | 法規別表六(二十三)「16」の欄 の金額 | 第42条の12の3第2項 | 00448 | 法規別表六(二十一)「16」の欄 の金額 |
| | 第42条の12の3第3項 | 00449 | 法規別表六(二十三)「21」の欄 の金額 | 第42条の12の3第3項 | 00449 | 法規別表六(二十一)「21」の欄 の金額 |
| 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却 | 第42条の12の4第1項(償却費) | 00601 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の12の4第1項(償却費) | 00601 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00602 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00602 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 第42条の12の4第2項 | | の金額 | 第42条の12の4第2項 | | 法規別表六(二十二)「17」の欄 の金額 |
| | 第42条の12の4第3項 | 00604 | 法規別表六(二十四)「22」の欄 の金額 | 第42条の12の4第3項 | 00604 | 法規別表六(二十二)「22」の欄 の金額 |

| | | | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | | ※ 網掛け部分が変更箇所 |
|----------------------------------|---------------------------------|----------|---|---------------------------------|----------|---|
| 注 1 22 BB 15 45 DU HP BB | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除 | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第42条の12の 5第1項 | 00605 | 法規別表六(二十三)「40」の欄 の金額 |
| | 第42条の12の5第1項 | 00626 | 法規別表六(二十五)「24」の欄 の金額 | 第42条の12の5第1項 | 00626 | |
| | 第42条の12の5第2項 | 00627 | 法規別表六(二十六)「21」の欄 の金額 | 第42条の12の5第2項 | 00627 | 法規別表六(二十四)「21」の欄 の金額 |
| 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却 | 第42条の12の6第1項(償却費) | 00628 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第42条の12の6第1項(償却費) | 00628 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00629 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00629 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法 人税額の特別控除 | 第42条の12の6第2項 | 00630 | 法規別表六(二十七)「22」の欄 の金額 | 第42条の12の6第2項 | 00630 | 法規別表六(二十五)「22」の欄 の金額 |
| 公害防止用設備の特別 償却 | 平成31年旧措置法第43条第1項 の表の第1号(償却費) | | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第43条第1項の表の第1号(償 却費) | 00412 | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | | 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 再生可能エネルギー発 電設備等の特別償却 | 第43条第1項の表の第1号(償 却費) | | 法規別表十六(一)「32」の欄、別 | 却費) | | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00632 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00632 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~ 会 和 9 | 在3日31日終了車業年度) | ※ 網掛け部分が変更箇所 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|----------------------|--|----------------|---|---|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 以正及(十)从J1十47111 | | 一切打印於了事来干及/ | 改亚前(干/X30干4/) 1 p | | |
| | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 船舶の特別償却 | 平成31年旧措置法第43条第1項 の表の第2号(償却費) | | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第43条第1項の表の第2号(償 却費) | 00307 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成31年旧 措置法第43条第1項の表の第2 号) | | 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00308 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| | 第43条第1項の表の第2号の中欄のイ(償却費) | | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | | (新規) | |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条第1 項の表の第2号の中欄のイ) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | | (新規) | |
| | 第43条第1項の表の第2号の中欄のロ(償却費) | 00642 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | | (新規) | |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条第1 項の表の第2号の中欄のロ) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | | (新規) | |
| | 第43条第1項の表の第2号の中欄のハ(償却費) | 00644 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | | (新規) | |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条第1 項の表の第2号の中欄のハ) | 00645 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | | (新規) | |
| 自動車教習用貨物自動 車の特別償却 | 平成31年旧措置法第43条第1項 の表の第3号(償却費) | | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第43条第1項の表の第3号(償 却費) | 00606 | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00607 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00607 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | ※ 納掛け部分が変更固所 1年3月31日終了事業年度) |
|--|---|----------|---|---|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 耐震基準適合建物等の 特別償却 | 第43条の2第1項(償却費) | 00518 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第43条の2第1項(償却費) | 00518 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の2 第1項) | 00519 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の2 第1項) | 00519 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第43条の2第2項(償却費) | 00521 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第1項) 第43条の2第2項(償却費) | 00521 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の2 第2項) | 00522 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の2 第2項) | 00522 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 被災代替資産等の特別 償却 | 第43条の3第1項の表の第1号 (償却費) | 00608 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第43条の3第1項の表の第1号 (償却費) | 00608 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の3 第1項の表の第1号) | 00609 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の3 第1項の表の第1号) | 00609 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| | 第43条の3第1項の表の第2号 (償却費) | 00610 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第43条の3第1項の表の第2号 (償却費) | 00610 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の3 第1項の表の第2号) | 00611 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第43条の3 第1項の表の第2号) | 00611 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| 関西文化学術研究都市 の文化学術研究地区に おける文化学術研究施 設の特別償却 | 第44条第1項(償却費) | 00310 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第44条第1項(償却費) | 00310 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00311 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00311 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|-----------------------|------------------------------|-------|---|---------------------------------|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定事業継続力強化設 備等の特別償却 | 第44条の2第1項(償却費) | | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | | (新規) | |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00647 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | | (新規) | |
| 共同利用施設の特別償 却 | 第44条の3第1項(償却費) | 00313 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第44条の3第1項(償却費) | 00313 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00314 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00314 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| 特定地域における電気通信設備の特別償却 | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第44条の5第 1項(償却費) | 00590 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | | (廃止) | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00591 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 情報流通円滑化設備の 特別償却 | 第44条の5第1項(償却費) | 00633 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第44条の5第1項(償却費) | 00633 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00634 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00634 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| | 第45条第1項の表の第1号(償 却費) | | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第45条第1項の表の第1号(償 却費) | 00120 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00121 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00121 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | ※ 網掛け部分か変更箇所 1年3月31日終了事業年度) |
|---|------------------------------|-------|---|------------------------------|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 沖縄の産業高度化・事 業革新促進地域におい て工業用機械等を取得 した場合の特別償却 | 第45条第1項の表の第2号(償 却費) | 00527 | | 第45条第1項の表の第2号(償 却費) | 00527 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00528 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00528 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| 沖縄の国際物流拠点産 業集積地域において工 業用機械等を取得した 場合の特別償却 | 第45条第1項の表の第3号(償 却費) | 00530 | | 第45条第1項の表の第3号(償却費) | 00530 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00531 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00531 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| 沖縄の経済金融活性化 特別地区において工業 用機械等を取得した場 合の特別償却 | 第45条第1項の表の第4号(償 却費) | 00533 | | 第45条第1項の表の第4号(償 却費) | 00533 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00534 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00534 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第45条第1項の表の第5号(償 却費) | | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第45条第1項の表の第5号(償 却費) | | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00136 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00136 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|--------------------------|---|----------|---|--|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定地域における産業 振興機械等の割増償却 | 所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成27年旧措置法」という。)第45条第2項の表の第1号(償却費) | 00454 | | 所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)第8条 (平成27年法律第9号)第8条 の規定による改正前の租税特別 措置法(以下この表において「平成27年旧措置法」という。)第 45条第2項の表の第1号(償却 費) | 00454 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成27年旧 措置法第45条第2項の表の第1 号) | 00455 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成27年旧 措置法第45条第2項の表の第1 号) | 00455 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第45条第2項の表の第1号(償却費) | 00573 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第45条第2項の表の第1号(償 却費) | 00573 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第1号) | 00574 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第1号) | 00574 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第45条第2項の表の第2号(償 却費) | 00560 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第45条第2項の表の第2号(償 却費) | 00560 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第2号) | 00561 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第2号) | 00561 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成26年旧措置法」という。)第45条第2項の表の第2号(償却費) | 00457 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 平成26年旧措置法第45条第2項 の表の第2号(償却費) | 00457 | 法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成26年旧 措置法第45条第2項の表の第2 号) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成26年旧 措置法第45条第2項の表の第2 号) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第45条第2項の表の第3号(償却費) | 00536 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第45条第2項の表の第3号(償 却費) | 00536 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|--------------------------|---|----------|---|---|-------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定地域における産業 振興機械等の割増償却 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第3号) | 00537 | 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第3号) | 00537 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第45条第2項の表の第4号(償 却費) | 00575 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 | 第45条第2項の表の第4号(償 却費) | 00575 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第4号) | 00576 | 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条第2 項の表の第4号) | 00576 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 医療用機器等の特別償 却 | 第45条の2第1項(償却費) | 00331 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第45条の2第1項(償却費) | 00331 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条の2 第1項) | 00332 | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00332 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第45条の2第2項(償却費) | 00648 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | | (新規) | |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条の2 第2項) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | | (新規) | |
| | 第45条の2第3項(償却費) | 00650 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | | (新規) | |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第45条の2 第3項) | 00651 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | | (新規) | |
| 障害者を雇用する場合 の機械等の割増償却 | 第46条第1項(償却費) | 00337 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第46条第1項(償却費) | 00337 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00338 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00338 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|---|--|----------|---|--|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 次世代育成支援対策に 係る基準適合認定を受 けた場合の次世代育成 支援対策資産の割増償 却 | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第46条の2第 1項第1号イ又は第2号イ(償 却費) | 00577 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | | (廃止) | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成30年旧 措置法第46条の2第1項第1号 イ又は第2号イ) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |
| | | (廃止) | | 平成30年旧措置法第46条の2第 1項第1号ロ又は第2号ロ(償 却費) | 00579 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | | (廃止) | | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成30年旧 措置法第46条の2第1項第1号 ロ又は第2号ロ) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 事業再編計画の認定を 受けた場合の事業再編 促進機械等の割増償却 | 第46条の2第1項(償却費) | 00612 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第46条の2第1項(償却費) | 00612 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00613 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00613 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 企業主導型保育施設用 資産の割増償却 | 第47条第1項(償却費) | 00635 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第47条第1項(償却費) | 00635 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00636 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金) | 00636 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 特定都市再生建築物等 の割増償却 | 第47条の2第1項(償却費)(同 条第3項第1号) | | 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第47条の2第1項(償却費)(同条第3項第1号イ) | 00466 | 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第47条の2 第3項第1号) | 00467 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第47条の2 第3項第1号イ) | 00467 | 法規別表十六(九)「8」の欄の金額 |

| V. L. W. B.B. K. H. D.J. H. B.B. | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|----------------------------------|---|----------|-----------------------|--|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| の割増償却 | 第47条の2第1項、平成31年旧措置法第47条の2第1項、平成27年旧措置法第47条の2第1項、平項27年旧措置法第47条の2第1可項又は非領税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)の規定による改正表において「平成25年旧措置法」という。)第47条の2第1項(償却費)(第47条の2第3項第2号、平成31年旧措置法第47条の2第3項第2号口、当3項第1号口、平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号口間措置法第47条の2第3項第2号) | 00469 | 別表十六(二)「36」の欄、別表 | 第47条の2第1項、平成27年旧 措置法第47条の2第1項又は所 得税法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第5号)第8条の 規定による改正前の租税特別措 置法(以下この表において「平成 25年旧措置法」という。)第47 条の2第1項(償却費)(第47条 の2第3項第1号ロ、平成27年 旧措置法第47条の2第3項第2 号ロ又は平成25年旧措置法第47 条の2第3項第2号) | 00469 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第47条の2 第3項第2号、平成31年旧措置 法第47条の2第3項第1号ロ、 平成27年旧措置法第47条の2第 3項第2号ロ又は平成25年旧措 置法第47条の2第3項第2号) | 00470 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第47条の2 第3項第1号ロ、平成27年旧措 置法第47条の2第3項第2号ロ 又は平成25年旧措置法第47条の 2第3項第2号) | 00470 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 平成31年旧措置法第47条の2第 1項、所得税法等の一部を改正 する等の法律(平成29年法律第 4号)第12条の規定による改正 前の租税特別措置法(以下この 表において「平成29年旧措置 法」という。)第47条の2第1 項又は平成27年旧措置法第47条 の2第1項(償却費)(平成31年 旧措置法第47条の2第3項第2 号、平成29年旧措置法第47条の 2第3項第3号又は平成27年旧 措置法第47条の2第3項第4 号) | 00478 | 別表十六(二)「36」の欄、別表 | 第47条の2第1項、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成29年旧措置法」という。)第47条の2第1項又は平成27年旧措置法第47条の2第1項(償却費)(第47条の2第3項第2号、平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号) | 00478 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |

| 改正後(平成31年4月1日~令和2年3月31日終了事業年度) | | | | 7/ 2// 1 | → No. | ※ 網掛け部分が変更箇所 |
|------------------------------------|--|----------|---|---|--------------|---|
| 法人税関係特別措置 | 改止後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改止前(平成30年4月1日 | ~半成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
| | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定都市再生建築物等 の割増償却 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成31年旧 措置法第47条の2第3項第2 号、平成29年旧措置法第47条の 2第3項第3号又は平成27年旧 措置法第47条の2第3項第4 号) | | 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第47条の2 第3項第2号、平成29年旧措置 法第47条の2第3項第3号又は 平成27年旧措置法第47条の2第 3項第4号) | 00479 | 金額 |
| 倉庫用建物等の割増償却 | 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成28年旧措置法」という。)第48条第1項(償却費) | | 十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額 | 所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成28年旧措置法」という。)第48条第1項(償却費) | 00349 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成28年旧 措置法第48条第1項) | 00350 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(平成28年旧 措置法第48条第1項) | 00350 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| | 第48条第1項(償却費) | 00592 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 | 第48条第1項(償却費) | 00592 | 法規別表十六(一)「32」の欄、 別表十六(二)「36」の欄、別表 十六(三)「32」の欄又は別表十 六(五)「30」の欄の金額 |
| | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第48条第1 項) | | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 | 第52条の3第1項又は第11項 (特別償却準備金)(第48条第1 項) | 00593 | 法規別表十六(九)「8」の欄の 金額 |
| 特別償却不足額がある 場合の償却限度額の計 算の特例 | 第52条の2第1項(特別償却不 足額)又は第4項(合併等特別償 却不足額) | 00187 | 法規別表十六(一)「33」の欄、 別表十六(二)「37」の欄、別表 十六(三)「33」の欄又は別表十 六(五)「31」の欄の金額 | 第52条の2第1項(特別償却不 足額)又は第4項(合併等特別償 却不足額) | 00187 | 法規別表十六(一)「33」の欄、 別表十六(二)「37」の欄、別表 十六(三)「33」の欄又は別表十 六(五)「31」の欄の金額 |
| 準備金方式による特別 償却(特別償却準備金積 立不足額) | 第52条の3第2項、第3項又は 第12項 | 00581 | 法規別表十六(九)「9」の欄の 金額 | 第52条の3第2項、第3項又は 第12項 | 00581 | 法規別表十六(九)「9」の欄の 金額 |
| 海外投資等損失準備金 | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第1号) | 00188 | 法規別表十二(一)「16」の欄の 金額 | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第1号) | 00188 | 法規別表十二(一)「16」の欄の 金額 |
| | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第2号) | 00189 | | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第2号) | 00189 | |
| | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第3号) | 00190 | | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第3号) | 00190 | _ |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|----------|---|---------------------------------|----------|--|--|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | |
| 海外投資等損失準備金 | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第4号) | 00191 | 法規別表十二(一)「16」の欄の 金額 | 第55条第1項又は第9項(同条 第1項第4号) | 00191 | 法規別表十二(一)「16」の欄の 金額 | |
| 新事業開拓事業者投資 損失準備金 | 平成31年旧措置法第55条の2第 1項又は第4項 | 00542 | 法規別表十二(二)「4」の欄の 金額(当該金額が同表「6」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00542 | 法規別表十二(二)「4」の欄の 金額(当該金額が同表「6」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | |
| 金属鉱業等鉱害防止準 備金 | 第55条の2第1項又は第7項 | 00192 | 法規別表十二(三)「11」の欄の 金額 | 第55条の5第1項又は第7項 | 00192 | 法規別表十二(四)「11」の欄の 金額 | |
| 特定災害防止準備金 | 第56条第1項又は第7項 | 00194 | 法規別表十二(五)「10」の欄の 金額 | 第56条第1項又は第7項 | 00194 | 法規別表十二(六)「10」の欄の 金額 | |
| 原子力発電施設解体準 備金 | 第57条の4第1項又は第10項 | 00197 | 法規別表十二(七)「23」の欄の 金額 | 第57条の4第1項又は第10項 | 00197 | 法規別表十二(八)「23」の欄の 金額 | |
| 特定原子力施設炉心等 除去準備金 | 第57条の4の2第1項 | 00614 | 法規別表十二(八)「9」の欄の 金額 | 第57条の4の2第1項 | 00614 | 法規別表十二(九)「9」の欄の 金額 | |
| 保険会社等の異常危険 準備金 | 第57条の5第1項又は第12項 | 00198 | 法規別表十二(九)「7」の欄の 金額(当該金額が同表「10」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00198 | 法規別表十二(十)「7」の欄の 金額(当該金額が同表「10」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | |
| 原子力保険又は地震保 険に係る異常危険準備 金 | 第57条の6第1項又は第8項 | 00199 | 法規別表十二(九)「7」の欄の 金額(当該金額が同表「10」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00199 | 法規別表十二(十)「7」の欄の 金額(当該金額が同表「10」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | |
| 関西国際空港用地整備 準備金 | 第57条の7第1項 | 00421 | 法規別表十二(十)「15」の欄の 金額 | 第57条の7第1項 | 00421 | 法規別表十二(十一)「15」の欄 の金額 | |
| 中部国際空港整備準備金 | 第57条の7の2第1項 | 00481 | の金額 | 第57条の7の2第1項 | 00481 | 法規別表十二(十二)「10」の欄の金額 | |
| 特定船舶に係る特別修 繕準備金 | 第57条の8第1項又は第10項 | | の金額(当該金額が同表「15」の 欄の金額を超える場合には、同 欄の金額) | | 00391 | 法規別表十二(十三)「9」の欄の金額(当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額を超える場合には、同欄の金額) | |
| 中小企業等の貸倒引当 金の特例 | 平成31年旧措置法第57条の9第 3項 | 00392 | 法規別表十一(一の二)「7」の 欄の金額 | 第57条の9第3項 | 00392 | 法規別表十一(一の二)「7」の 欄の金額 | |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|---------------------------------------|---------------|----------|--|---------------------------------|-------|--|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 探鉱準備金又は海外探 鉱準備金 | 第58条第1項又は第9項 | 00203 | 法規別表十(三)「16」の欄の金 額 | 第58条第1項又は第9項 | 00203 | 法規別表十(三)「16」の欄の金 額 |
| | 第58条第2項 | 00482 | | 第58条第2項 | 00482 | |
| 新鉱床探鉱費又は海外 新鉱床探鉱費の特別控 | 第59条第1項 | 00205 | 法規別表十(三)「43」の欄の金 額 | 第59条第1項 | 00205 | 法規別表十(三)「43」の欄の金 額 |
| 除 | 第59条第2項 | 00483 | | 第59条第2項 | 00483 | - |
| 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例 | 第59条の2第1項 | 00484 | 法規別表十(四)「20」の欄の金 額 | 第59条の2第1項 | 00484 | 法規別表十(四)「20」の欄の金 額 |
| 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法 人の課税の特例 | 第60条第1項の表の第1号 | 00208 | 法規別表十(一)「9」の欄の金 額 | 第60条第1項の表の第1号 | 00208 | 法規別表十(一)「9」の欄の金額 |
| 沖縄の国際物流拠点産 業集積地域における認 定法人の課税の特例 | 第60条第1項の表の第2号 | 00425 | 法規別表十(一)「9」の欄の金 額 | 第60条第1項の表の第2号 | 00425 | 法規別表十(一)「9」の欄の金 額 |
| 沖縄の経済金融活性化 特別地区における認定 法人の課税の特例 | 第60条第2項 | 00544 | 法規別表十(一)「13」の欄の金 額 | 第60条第2項 | 00544 | 法規別表十(一)「13」の欄の金 額 |
| 国家戦略特別区域にお ける指定法人の課税の 特例 | 第61条第1項 | 00594 | 法規別表十(二)「8」の欄の金 額 | 第61条第1項 | 00594 | 法規別表十(二)「8」の欄の金 額 |
| 農業経営基盤強化準備 金 | 第61条の2第1項 | 00354 | 法規別表十二(十三)「10」の欄 の金額 | 第61条の2第1項 | 00354 | 法規別表十二(十四)「10」の欄 の金額 |
| 農用地等を取得した場 合の課税の特例 | 第61条の3第1項 | 00355 | 法規別表十二(十三)「43の計」 の欄の金額 | 第61条の3第1項 | 00355 | 法規別表十二(十四)「43の計」 の欄の金額 |
| 収用等に伴い代替資産 を取得した場合等の課 税の特例 | 第64条第1項又は第8項 | 00356 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00356 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |

| | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日 | ~平成3 | 1年3月31日終了事業年度) |
|---|--|----------|--|---|----------|--|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 収用等に伴い代替資産 を取得した場合等の課 税の特例 | 第64条の2第1項又は第2項 | 00357 | 法規別表十三(四)「29」の欄の 金額(当該金額が同表「31」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00357 | 法規別表十三(四)「29」の欄の 金額(当該金額が同表「31」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第64条の2第7項において準用 する第64条第1項又は第64条の 2第8項において準用する第64 条第8項 | | 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | 2第8項において準用する第64 条第8項 | 00545 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| 換地処分等に伴い資産 を取得した場合の課税 の特例 | 第65条第1項又は第5項 | 00216 | 法規別表十三(四)「38」の欄の 金額(当該金額が同表「44」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00216 | 法規別表十三(四)「38」の欄の 金額(当該金額が同表「44」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第65条第3項において準用する 第64条第1項又は第8項 | 00546 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | 第64条第1項又は第8項 | 00546 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第65条第3項において準用する 第64条の2第1項又は第2項 | 00547 | 法規別表十三(四)「29」の欄の 金額(当該金額が同表「31」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | 第64条の2第1項又は第2項 | 00547 | 法規別表十三(四)「29」の欄の 金額(当該金額が同表「31」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第65条第3項において準用する 第64条の2第7項において準用 する第64条第1項又は第65条第 3項において準用する第64条の 2第8項において準用する第64 条第8項 | 00548 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | 第64条の2第7項において準用 | 00548 | 法規別表十三(四)「25」の欄の 金額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第65条第10項 | | 法規別表十四(五)「18」の欄に「 換地処分等」と記載した譲渡損 益調整資産の同表「14」の欄の 金額 | | | 法規別表十四(五)「18」の欄に「 換地処分等」と記載した譲渡損 益調整資産の同表「14」の欄の 金額 |
| 収用換地等の場合の所 得の特別控除 | 第65条の2第1項、第2項若し くは第7項又は租税特別措置法 施行令第39条の3第6項 | | 額 | 第65条の2第1項、第2項若し くは第7項又は租税特別措置法 施行令第39条の3第6項 | 00217 | 法規別表十(五)「22」の欄の金 額 |
| 特定土地区画整理事業 等のために土地等を譲 渡した場合の所得の特 別控除 | 第65条の3第1項 | 00218 | 法規別表十(五)「37」の欄の金 額 | 第65条の3第1項 | 00218 | 法規別表十(五)「37」の欄の金 額 |

| | 改正後(亚成31年 / 日 1 日 | ~ <u>今</u> 和 9 | 年3月31日終了事業年度) | ※ 網掛け部分が変更箇所 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|--|--|----------------|--|---|----------|--|
| 法人税関係特別措置 | 改正及(干成31干4万11 | | 一 6 月 6 日 市 6 月 市 余 十 反 / | 员工的(平)成50平4万1日 | 1 ///- | 1十分/101日於了事未十及/ |
| | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定住宅地造成事業等 のために土地等を譲渡 した場合の所得の特別 控除 | 第65条の4第1項 | 00358 | 法規別表十(五)「42」の欄の金額 | 第65条の4第1項 | 00358 | 法規別表十(五)「42」の欄の金額 |
| 農地保有の合理化のた めに農地等を譲渡した 場合の所得の特別控除 | 第65条の5第1項 | 00220 | 法規別表十(五)「47」の欄の金 額 | 第65条の 5 第 1 項 | 00220 | 法規別表十(五)「47」の欄の金 額 |
| 特定の長期所有土地等 の所得の特別控除 | 第65条の5の2第1項 | 00221 | 法規別表十(五)「52」の欄の金 額 | 第65条の5の2第1項 | 00221 | 法規別表十(五)「52」の欄の金 額 |
| 特定の資産の買換えの 場合等の課税の特例 | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第1号) | 00359 | 別表十三(五)「21」の欄の金額 (当該金額が同表「27」の欄の金 額を超える場合には、同欄の金 額) | 項又は第65条の9(第65条の7 | 00359 | 別表十三(五)「21」の欄の金額 (当該金額が同表「27」の欄の金 額を超える場合には、同欄の金 額) |
| | 第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号イ又はロ) | 00549 | | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号イ又はロ) | 00549 | |
| | 第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第2号ハ) | 00550 | | 第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号ハ) | 00550 | |
| | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第3号) | 00551 | | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第3号) | 00551 | |
| | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第4号) | 00552 | | 第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第4号) | 00552 | |
| | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第5号) | 00363 | | 第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第5号) | 00363 | |
| | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第6号) | 00236 | | 第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第6号) | 00236 | _ |
| | 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第7号) | 00422 | | 第1頃の表の第6万 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第7号) | 00422 | |
| | 第1項の表の第1項 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第8号) | 00364 | | 第1頃の数0第7号) 第65条の7第1項若しくは第9 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第8号) | 00364 | |

| VL 1 7 M H H 17 4+ 11 J J H F F F | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|-----------------------------------|---|----------|--|---|----------|--|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定の資産の買換えの 場合等の課税の特例 | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第1号) | 00365 | 別表十三(五)「36」の欄の金額 (当該金額が同表「38」の欄の金 額を超える場合には、同欄の金 額) | 項又は第65条の9(第65条の7 | 00365 | 別表十三(五)「36」の欄の金額 (当該金額が同表「38」の欄の金 額を超える場合には、同欄の金 額) |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号イ又はロ) | 00553 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号イ又はロ) | 00553 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号ハ) | 00554 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第2号ハ) | 00554 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第3号) | 00555 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第3号) | 00555 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第4号) | 00556 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第4号) | 00556 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第5号) | 00369 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第5号) | 00369 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第6号) | 00255 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第6号) | 00255 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第7号) | 00423 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第7号) | 00423 | |
| | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第8号) | 00370 | | 第65条の8第1項若しくは第2 項又は第65条の9(第65条の7 第1項の表の第8号) | 00370 | |
| | 第65条の8第7項において準用する第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項若しくは第65条の8第8項において準用する第65条の9又は平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項若しくは平成29年旧措置法第65条の7第9項若しくは平成29年旧措置法第65条の7第9項若しくは平成29年旧措置法第65条の9 | 00557 | | 第65条の8第7項において準用する第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項若しく準用する第65条の7第9項若しは準用する第65条の8第7項において進用は第65条の8第7項にお第65条の7第1項若しくは平成29年旧措置法第65条の7第9項若しくは平成29年旧措置法第65条の7第9項若しくは平成29年旧措置法第65条の9 | 00557 | 別表十三(五)「21」の欄の金額 (当該金額が同表「27」の欄の金 額を超える場合には、同欄の金 額) |

| 74. 1. 744 BB 15: 44: DU 144: BB | 改正後(平成31年4月1日 | ~令和 2 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | |
|--|-----------------|----------|--|---------------------------------|----------|---|
| 法人税関係特別措置 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 特定の交換分合により 土地等を取得した場合 の課税の特例 | 第65条の10第1項又は第4項 | 00260 | 法規別表十三(六)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「18」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額)又は同表「20」の欄の金 額(当該金額が同表「25」の欄の 金額を超える場合には、同欄の 金額を超える場合には、同欄の | | 00260 | 法規別表十三(六)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「18」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額)又は同表「20」の欄の金 額(当該金額が同表「25」の欄の 金額を超える場合には、同欄の 金額を超える場合には、同欄の 金額) |
| 特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例 | 第66条第1項又は第4項 | 00265 | 法規別表十三(七)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「18」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額)又は同表「20」の欄の金 額(当該金額が同表「25」の欄の 金額を超える場合には、同欄の 金額) | | 00265 | 法規別表十三(七)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「18」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額)又は同表「20」の欄の金 額(当該金額が同表「25」の欄の 金額を超える場合には、同欄の 金額) |
| 平成二十一年及び平成 二十二年に土地等の先 行取得をした場合の課 税の特例 | 第66条の2第1項又は第7項 | 00266 | 法規別表十三(八)「17」の欄の 金額(当該金額が同表「21」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | 第66条の2第1項又は第7項 | 00266 | 法規別表十三(八)「17」の欄の 金額(当該金額が同表「21」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| 技術研究組合の所得の計算の特例 | 第66条の10第1項 | 00373 | 法規別表十三(九)「5」の欄の 金額(当該金額が同表「7」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00373 | 法規別表十三(九)「5」の欄の 金額(当該金額が同表「7」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例 | 第66条の11第1項 | 00374 | 法規別表十(六)「27」の欄の金 額 | 第66条の11第1項 | 00374 | 法規別表十(六)「27」の欄の金 額 |
| 認定特定非営利活動法 人に対する寄附金の損 金算入等の特例 | 第66条の11の2第1項 | 00393 | 法規別表十四(二)「26」の欄の 金額 | 第66条の11の2第1項 | 00393 | 法規別表十四(二)「26」の欄の 金額 |

| 法人税関係特別措置 | 改正後(平成31年4月1日 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | | |
|------------------------------------|--|---------------|--|--|----------|---|
| | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例 | 第66条の11の2第2項(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人(以下この表において「認定特定非営利活動法人」という。)) | | 金額のうち「寄附先又は受託者」の欄に認定特定非営利活動法人の記載があるものの合計額 | 号。以下この表において「特定 非営利活動促進法一部改規定法」 という。)附則第9条の規置法に 66条の11の2第2項(特定非営 66条の11の2第2項(特定非常 66条の15の2第2項(特定非常 66条の15の2第2項(特定 30年法常 7号)第2条第3項に規定 20年法 30年法 30年法 30年法 30年法 30年法 30年法 30年法 3 | 00394 | 法規別表十四(二)「42」の欄の 金額のうち「寄附先又は受託 者」の欄に認定特定非営利活動 法人又は旧認定特定非営利活動 法人の記載があるものの合計額 |
| | 第66条の11の2第2項(特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この表において「特例認定特定非営利活動法人」という。)) | | | 第66条の11の2第2項(特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人(以下この表において「特例認定特定非営利活動法人」という。)) | 00424 | 法規別表十四(二)「42」の欄の 金額のうち「寄附先又は受託 者」の欄に特例認定特定非営利 活動法人の記載があるものの合 計額 |
| 社会保険診療報酬の所 得の計算の特例 | 第67条第1項 | 00485 | 法規別表十(六)「6」の欄の金 額 | 第67条第1項 | 00485 | 法規別表十(六)「6」の欄の金 額 |
| 特定の医療法人の法人 税率の特例 | 第67条の2第1項 | 00395 | 別表一次葉「50」の欄及び 「52」の欄の合計金額 | 第67条の2第1項 | 00395 | 別表一(三)次葉「44」の欄の金 額 |
| 農地所有適格法人の肉 用牛の売却に係る所得 の課税の特例 | 第67条の3第1項 | 00376 | 法規別表十(六)「22」の欄の金 額 | 第67条の3第1項 | 00376 | 法規別表十(六)「22」の欄の金 額 |
| 転廃業助成金等に係る 課税の特例 | 第67条の4第1項 | | 法規別表十三(十)「8」の欄の 金額(当該金額が同表「7」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00274 | 法規別表十三(十)「8」の欄の 金額(当該金額が同表「7」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第67条の4第2項又は第3項 | 00275 | 法規別表十三(十)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「15」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00275 | 法規別表十三(十)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「15」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |

| 法人税関係特別措置 | 改正後(平成31年4月1日 | 年3月31日終了事業年度) | 改正前(平成30年4月1日~平成31年3月31日終了事業年度) | | | |
|---|---|---------------|---|-----------------|----------|---|
| | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 | 租税特別措置法の条項 | 区分 番号 | 適用額 |
| 転廃業助成金等に係る 課税の特例 | 第67条の4第4項又は第5項 | 00276 | 法規別表十三(十)「17」の欄の 金額(当該金額が同表「18」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | | 00276 | 法規別表十三(十)「17」の欄の 金額(当該金額が同表「18」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| | 第67条の4第9項において準用 する同条第2項又は同条第10項 において準用する同条第3項 | 00559 | 法規別表十三(十)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「15」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) | する同条第2項又は同条第10項 | 00559 | 法規別表十三(十)「13」の欄の 金額(当該金額が同表「15」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額) |
| 中小企業者等の少額減 価償却資産の取得価額 の損金算入の特例 | 第67条の5第1項 | 00277 | 法規別表十六(七)「8」の欄の 金額 | 第67条の 5 第 1 項 | 00277 | 法規別表十六(七)「8」の欄の 金額 |
| 特定株式投資信託の収 益の分配に係る受取配 当等の益金不算入の特 例 | 第67条の6第1項 | 00278 | 法規別表八(一)「38」の欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「43」の欄の金額の合計額 | | 00278 | 法規別表八(一)「38」の欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の同表「43」の欄の金額の合計額 |
| 保険会社の受取配当等の益金不算入の特例 | 第67条の7第1項 | 00583 | 法規別表八(一)「12」又は「25」 の欄の金額(同項に規定する保 険業を行うものが適用を受ける 金額に限る。) | 第67条の7第1項 | 00583 | 法規別表八(一)「12」又は「25」 の欄の金額(同項に規定する保 険業を行うものが適用を受ける 金額に限る。) |
| 特定目的会社に係る課 税の特例 | 第67条の14第1項 | 00396 | 法規別表十(七)「13」の欄の金 額 | 第67条の14第1項 | 00396 | 法規別表十(七)「13」の欄の金 額 |
| 投資法人に係る課税の 特例 | 第67条の15第1項 | 00397 | 法規別表十(八)「11」の欄の金 額 | 第67条の15第1項 | 00397 | 法規別表十(八)「11」の欄の金 額 |
| 特定目的信託に係る受 託法人の課税の特例 | 第68条の3の2第1項 | 00398 | 法規別表十(九)「16」の欄の金 額 | 第68条の3の2第1項 | 00398 | 法規別表十(九)「16」の欄の金 額 |
| 特定投資信託に係る受 託法人の課税の特例 | 第68条の3の3第1項 | 00399 | 法規別表十(九)「33」の欄の金額 | 第68条の3の3第1項 | 00399 | 法規別表十(九)「33」の欄の金 額 |